資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年五月一日であり、株主総会の決議は、平成二十四年三月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年三月二十八日

東京都目黒区上目黒二丁目一七番二号

株式会社テント

代表取締役　治田　将之

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一千万円減少して、一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月二十二日

掲載頁　九十二頁（号外第六十四号）

平成二十四年三月二十八日

東京都新宿区荒木町二番地三

株式会社税ショップコーポレーション

代表取締役　三好貴志男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年四月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年三月二十八日

愛媛県四国中央市寒川町四七六五番地一一

ダイオーペーパーコンバーティング株式会社

代表取締役　大沢　保

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十四年三月二十八日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢東一四番地一〇

株式会社ティービーエス

代表取締役　遠藤　義徳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十八日

東京都中央区日本橋兜町一番一〇号

室清証券株式会社

代表取締役　曽根　明男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十八日

大阪市北区曽根崎一丁目七番三号

大阪設計株式会社

代表取締役　髙橋　一雅

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十五日付で同日開催の株主総会において決議されることを条件として株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十八日

大阪市西区立売堀四丁目六番一一号

古林産業機具株式会社

代表取締役　古林　潤也

限定承認公告

本籍福島県喜多方市字一丁目四六〇五番地、最後の住所福島県喜多方市字一丁目四六〇五番地一

被相続人　亡　五十嵐太右衛門

右被相続人は平成二十二年十二月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十三日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

福島県喜多方市字一丁目四六〇五番地一

相続財産管理人　五十嵐雄一

限定承認公告

本籍千葉県我孫子市東我孫子二丁目五一三番地六、最後の住所千葉県我孫子市柴崎台四丁目五番二二―二〇三号

被相続人　亡　大島　壽夫

右被相続人は平成二十三年六月二十日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十四日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

千葉市美浜区真砂二丁目一五番二棟六〇七号

相続財産管理人　大島　龍夫

限定承認公告

本籍富山県砺波市苗加四〇五番地、最後の住所富山県砺波市苗加二七二番地

被相続人　亡　水木ゐみ子

右被相続人は平成二十三年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年三月六日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

富山県砺波市苗加二七二番地

限定承認者　水木　章夫

限定承認公告

本籍沖縄県宮古島市平良字西原三一五番地三、最後の住所大阪市浪速区桜川四丁目三番六―二〇三号　被相続人　亡　本村　恵恒

右被相続人は平成二十四年一月十七日頃死亡し、その相続人は平成二十四年三月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館六階

限定承認者代理人弁護士　清水　俊順

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市石倉三〇番地、最後の住所兵庫県姫路市石倉三二番地一

被相続人　亡　小野健一郎

右被相続人は平成二十三年十二月三日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十五日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

兵庫県姫路市石倉三〇番地

相続財産管理人　小野　善国

限定承認公告

本籍広島県福山市内海町イ一七一二番地三、最後の住所神戸市北区鳴子二丁目二三番地の八

被相続人　亡　桑田　健治

右被相続人は平成二十三年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十八日

神戸市北区鳴子二丁目二三番地の八

相続財産管理人　桑田由香里

訂正公告

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　星　正雄」は「被相続人　亡　星　博」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年三月二十八日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

取消公告

平成二十四年三月一日（号外第四十六号）掲載の左記会社に係る解散公告は取消します。

平成二十四年三月二十八日

愛媛県松山市宮西二丁目四番三三号

ボイラサービスコーポレーション株式会社

代表取締役　木村　豪宏

正　誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十四年二月三日掲載の千葉地方裁判所佐倉支部に係る平成二十三年（フ）第四三三号破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中（印刷誤り）	
二二一	一	一	債務者　及川　貢弓	債務者　及川　貢弓

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十八日付第七〇号二
府調達第五九号二四ページ

〇八ページ●同日付第七一号二八ページ●同日付政

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）